

また、被害者に同伴する子どもがいる場合は、母子生活支援施設への入所等の措置を執ることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

これらの規定については、被害者が自立して生活することを促進するための援助に係る配偶者暴力相談支援センターの業務について、具体的な例示を含めて規定することによって明確化を図り、その一層適切な実施を図ることを目的に設けられたものである。関係機関との連絡調整については、日ごろから連携協力の体制を整備するため配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関の協議会を設置することや、配偶者暴力相談支援センターに相談に来た被害者について、個別に関係機関と連絡をとり、自立支援のために必要な措置が適切に行われるよう調整を行うことが望ましい。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、以下に掲げる情報提供等の事務を適切に行うことが必要である。

ア 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要である。配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

公共職業安定所や職業訓練施設においても、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に促すことが必要である。

イ 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、国及び地方公共団体はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

特に公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や

公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要である。その際、地方公共団体の内部において公営住宅の事業主体、福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等の関係者の間で緊密な連携を図り、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

ウ 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく児童扶養手当の支給について、情報提供等を行うことが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現所在地保護を行うため、その場合は、当該施設の所在地を所管する保護の実施機関が生活保護の実施責任を負うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から医療保険に関わる相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。
- (イ) 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。
- (ロ) 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。
- (ハ) 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所が発行すること、また、子ども

などの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。

- (カ) 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。
- (キ) 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すべきこと。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。
- (イ) 上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。
- (ウ) 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。
- (エ) また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

カ 同伴する子どもの就学

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。今般、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされたことから、配偶者暴力相談支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知を図ることが必要である。配偶者暴力相談支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

また、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案

に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(7) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条）、住民票の写し等の交付（同法第12条）及び戸籍の附票の写しの交付（同法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

(イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

(ウ) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

また、関係機関への連絡については、必要に応じ、配偶者暴力相談支援センタ

一が地方裁判所に対し、配偶者暴力相談支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、及び配偶者暴力相談支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うことなどを連絡することが考えられる。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

法第15条第3項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において法第15条第3項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族、支援者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者の承諾を得た上で、これらの者に対し、被害者に対する保護命令が発せられていることを教示し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

法第3条第5項において、配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとしてされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と配偶者暴力相談支援センターとが適宜連携を取りながら対応することが必要である。

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、できるだけ、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

また、都道府県においては、婦人相談所を始め各関係機関で被害者の相談等に従事する職員に対する専門研修を実施し、婦人相談所においては、福祉事務所、女性センター、婦人保護施設、民間団体等様々な関係機関との連携を強化するため、連絡会議やケース検討会議等を開催するネットワークを整備するなど、被害

者に対する各種支援のための事業を実施しており、こうした事業の実施に当たっては、民間団体を含め関係機関との連携を図ることが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。どのような連携を行うかは、配偶者暴力相談支援センターの状況、当該地域に存在する民間団体の状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、それぞれの配偶者暴力相談支援センターにおいて判断することが望ましい。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされている。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を有するよう努めることが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

福祉事務所においては、生活保護法の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分について保護費を支給するとともに、その自立を助長すること